

休眠預金等活用法に係る電子公告について

令和6年7月1日

平成30年1月に施行された「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます）により、お客様からお預りしている長期間異動がない預金等については、最終異動日から10年6か月を経過する日までに、金融機関において公告を行なったうえで預金保険機構に移管され、「民間公益活動」に活用されます。

本年の移管対象となる預金等につきましては、以下の「休眠預金等活用法に係る電子公告」でお知らせいたします。

記

[休眠預金等活用法に係る電子公告](#)

以上